

令和8年度第2回香川県公用車リース契約入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）及び本件借入に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県（以下「県」という。）が発注する物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

別紙1「リース車両一覧」に記載の自動車の賃貸借18台

(2) 借入物品の要求諸元等

別紙2「仕様書」のとおりです。

(3) 納入場所、納入日及び期間

別紙1「リース車両一覧」に記載した所在地に、同別紙1に示した「リース開始日」に車両の登録を行い速やかに納入してください。納入する時間は午前8時30分から午後5時までとします。納入する日が、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日に当たる場合はその翌日とします。

(4) 電子入札に関する事項

本件調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を3の(1)の②により提出し、紙入札方式によることができます。

なお、電子入札システムのURLは次のとおりです。

<http://dennyu.pref.kagawa.lg.jp>

2 入札参加資格

入札に参加する方は、次に掲げる要件をすべて満たさなければなりません。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者であっても、令和8年5月12日（火）までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570

高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課物品調達グループ

電話番号087-832-3631 FAX番号087-833-0352

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本入札説明書の交付を受けた者であること。（ホームページにて閲覧した者も含む。）
- (6) 過去10年以内に1契約につき15台以上の自動車メンテナンスリース契約を締結した実績の証明若しくは、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札公告に示した借入物品及び数量を、1の（3）納入場所等で示したとおり確実に納入することができることを証明した者であること。
- (7) 自動車リース契約に基き、同一日に5台以上の自動車を納入した実績を契約書等により証明した者又は、1の（3）納入場所等で示したとおり納入することができることを納入計画書等により証明した者であること。
- (8) 当該公告に示した借入物品に係る保守・点検サービス拠点は、借入物品の納入場所から1時間以内に到達できる場所にあり、かつ、迅速な保守・点検サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札者に求められる事項

入札に参加を希望される方は、2の（6）から（8）までの要件を満たすことを証明する書類を令和8年5月22日（金）午後3時までに、3の（3）に示した場所に提出してください。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

提出された書類の審査に合格した者に限り、入札に参加できるものとします。

(1) 提出書類

① 電子入札システムによる入札参加を希望する場合

ア 入札参加申請書

イ 2の（6）から（8）までの要件を満たすことを証明する書類

※上記の書類提出前に、電子入札システムにより申請手続きを行ってください。

② 紙入札方式による入札参加を希望する場合

ア 紙入札方式参加届出書

イ 入札参加資格確認申請書

ウ ①のイに同じ。

(2) 提出方法

(3) の提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。なお、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限る。）によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、電子メール、宅配便等は不可とします。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年5月22日（金）午後3時必着とします。

(3) 提出場所

(郵便番号) 760-8570

(所在地) 香川県高松市番町4丁目1番10号

(機関名) 香川県総務部総務学事課総務グループ

(電話番号) 087-832-3114

(FAX) 087-806-0213

(4) 入札参加資格審査結果

入札参加資格の審査結果は、電子入札システムにより、令和8年6月9日（火）までに通知します。また、紙入札方式による入札参加を希望する者には、紙媒体で通知します。

(5) 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた事業者（従業員等を含む。）は、県から提供を受けた文書、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下「県提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、県提示資料を本件の入札及び契約手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはなりません。

4 入札説明資料等の交付

(1) 交付期間

令和8年4月30日（木）から令和8年5月8日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 交付場所

3の(3)に同じ。

なお、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) においても閲覧に供する。

5 入札説明書等に対する質問

入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年4月30日(木)から令和8年5月8日(金)正午まで

(2) 受付方法

文書により受け付けます。(ファクシミリでも可とします。)

(3) 受付場所

3の(3)に同じ。

(4) 質問への回答

回答は、令和8年5月15日(金)から令和8年5月22日(金)(午前9時から午後3時まで。)に、3の(3)で示した場所で閲覧に供するとともに、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)で公開する。

6 入札手続等に関する事項

(1) 入札方法

一般競争入札方式をもって行います。

(2) 入札書の提出

① 電子入札システムによる場合

ア 提出書類

入札書(電子入札システムにより入力)

※入札書の提出に当たっては、入札金額積算内訳書の電子データを添付してください。

イ 提出期間

令和8年6月11日(木)午後3時まで

② 紙入札方式による場合(入札書を持参する場合)

ア 提出書類

(ア) 入札書 1部

(イ) 入札金額積算内訳書 1部

イ 提出期間 令和8年6月12日(金)午前9時から午前10時まで

ウ 提出場所 3の(3)に同じ

エ その他

入札書を封筒に入れ、これを封かんし、封筒の表面に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和8年6月12日(金)午前10時開札(令和8年度第2回香川県公用車リース契約)の入札書在中」との表示を記載してください。

③ 紙入札方式による場合(郵便又は信書便による場合)

ア 提出書類 ②のアに同じ

イ 受領期限 令和8年6月11日(木)午後3時まで(必着)

ウ 送付先 3の(3)に同じ

エ 送付方法

入札書を封筒に入れ、これを封かんし、封筒の表面に氏名(法人の場合は、その

名称又は商号)及び「令和8年6月12日(金)午前10時開札(令和8年度第2回香川県公用車リース契約)の入札書在中」との表示を記載し、その封筒を更に封筒に入れ、外封筒の表面には、「(令和8年度第2回香川県公用車リース契約)に係る入札書在中」と朱書きしてください。

(3) 開札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年6月12日(金)午前10時
- ② 場所 香川県総務部総務学事課

(4) 留意事項

① 共通事項

ア 入札参加者及び紙入札による場合の代理人は、本入札説明書、仕様書、契約書(案)(別添3以下同じ。)を熟覧のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、5のとおり質問することができます。ただし、入札後、当該説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書等に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。

エ 天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがあります。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

オ 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けている者については、入札を認めません。

② 紙入札方式による場合

ア 入札参加者等は、入札書等を直接持参して提出するか、郵便又は信書便(郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限る。)により提出しなければなりません。なお、電話、電報、ファクシミリ、電子メール、宅配便等による入札は認めません。

イ 提出した入札書の取替え、変更及び取消しをすることはできません。

ウ 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)してください。

エ 入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について

押印が必要です。ただし、金額は訂正することができません。

オ 入札参加者等は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

(5) 入札保証金の納付等

① 入札参加者は、(6)により入札保証金を減免された場合を除き、開札開始時間の前までに、(4)の①のイに見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください(※消費税及び地方消費税を含んだ金額なので注意してください)。

② 入札保証金の納付方法

ア 開札前日までに納付する場合

(ア) 現金で納付する者は、納付書を発行するので、3の(3)に申し出てください。(納付書により県の指定金融機関等で納付してください。)

(イ) 入札保証金に代わる担保として、会計規則第150条に掲げる有価証券等で納付する者は、保管有価証券納付書(会計規則第71号様式)に必要な事項を記載し、有価証券等を出納局会計課の出納員に納付してください。(※会計規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の10分の8に相当する金額となるので注意してください。)

イ 開札当日に納付する場合

入札保証金納付書(会計規則第66号様式)に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに、入札執行機関の出納員に納付してください。

③ 入札保証金等を開札前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

④ 入札保証金の還付

ア 開札当日に納付した者には、開札終了後直ちに還付します。

イ 開札前日までに納付した者は、開札終了後に現金の還付請求書(任意の様式)又は保管有価証券還付請求書(会計規則第72号様式)を提出するものとし、入札保証金は後日還付します。(還付日は、還付手続きが終了した後に改めてご連絡します。)

ウ ア又はイにかかわらず、落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。また、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

⑤ 代理人が入札保証金の納付又は還付請求を行い、又は入札保証金の還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

(6) 入札保証金の減免

入札保証金については、次の①又は②に該当する場合は減免することができるので、減免を希望する者は、令和8年5月22日(金)午後3時までに、①又は②でそれぞれ指定する申請書等を3の(3)に提出してください(郵便又は信書便により提出する場合は、同日同時刻までに必着のこと)。提出された書類を審査の上、減免の決定を行い

ます。なお、書類審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

この場合、当該入札保証保険契約に係る証書を添付の上、入札保証金・契約保証金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出してください

② 当該公告に記載している「入札参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において本件入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した場合

この場合、当該契約に係る契約書の写しを添付の上、減免申請書を提出してください。なお、当該契約は、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でも構わないものとします。

(7) 無効の入札

入札書で次の各号の一つに該当するものは、これを無効とします。なお、⑥から⑩については、紙入札方式の場合に限るものとします。

① 3に掲げる「入札参加資格」のない者がした入札

② 入札参加者が連合して入札したと認められた入札

③ 入札に際し不正の行為があった入札

④ 入札参加者（紙入札方式による場合は、その代理人を含む。）が2以上の入札書を提出した場合

⑤ 入札保証金の納付を必要とする場合で入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合

⑥ 委任状を持参しない代理人がした入札

⑦ 入札書及び入札金額積算内訳書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明瞭である場合

⑧ 入札書及び入札金額積算内訳書の金額を訂正した場合

⑨ 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者による入札

⑩ 前各号に掲げるもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

7 落札者の決定方法等

会計規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表します。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、電子入札をした者については、入札執行事務に係るの

ない職員が代わって行うこととします。

8 契約

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とします。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができます。また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）」に基づく措置を講じることとします。
- (2) 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはなりません。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 契約保証金の納付等
 - ① 落札者は、(5)より契約保証金を減免された場合を除き、契約額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
 - ② 契約証金に代わる担保として、会計規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができます。
この場合、有価証券等の担保の価値は、その額面の10分の8に相当する金額となります。
 - ③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。
- (5) 契約保証金の減免
契約保証金については、次の①又は②に該当する場合は減免します。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、適当と認められた場合
この場合、契約締結時までに、当該履行保証保険契約に係る証書を添付の上、減免申請書を3の(3)に提出してください。提出された書類を審査の上、減免の決定を行います。なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。
 - ② 6の(6)の②の書類審査の結果適当と認められた場合
- (6) 県は、契約書(案)に記載した条項(契約保証金を減免する場合の当該減免に関する条項の変更その他軽微な字句の変更を除く。)の変更には応じないものとします。

9 資格審査に関する事項

- 2の(2)の資格審査に関する事項の照会先及び競争入札参加資格審査申請書の提出先
(郵便番号) 760-8570
(所在地) 高松市番町4丁目1番10号
(機関名) 香川県総務部総務事務集中課物品調達グループ
(電話番号) 087-832-3631

10 その他

- (1) 一般競争入札の参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- (2) 入札書等の提出後の問い合わせ及び書類の追加・修正には、原則として応じません。
- (3) 提出された書類などは、一切返却しません。
- (4) 本入札説明書及び仕様書等は、入札参加以外の目的に使用することを禁じます。
- (5) 当該入札に付す業務は、香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年香川県条例第3号）第2条第1号に基づく長期継続契約です。